

病弱教育におけるICT活用

京都女子大学

教授 滝川国芳



独立行政法人教職員支援機構

目次

- 1 病弱教育の意義
- 2 教科指導等におけるICT活用
ー特別支援学校学習指導要領からー
- 3 合理的配慮のためのICT活用
- 4 文部科学省令和4年度
病気療養児に関する実態調査結果から
- 5 小学校・中学校・高等学校での
病気療養児へのICT活用に関する教育制度
- 6 まとめ

病 弱 教 育 の 意 義

- 子どもが病気になり、治療のため病院に入院することになると、それまで通っていた小学校、中学校、高等学校に通うことができなくなる。
- 日本には、病院に隣接する学校や病院内に学校や学級を設置することによって、病気療養中であっても教育を受けることができる教育制度がある。
- 病弱教育とは、入院治療が必要となった子どもや継続して医療を必要とする子どもを対象とする教育である。

病気療養児の教育について(審議のまとめ)

平成5年 病気療養児の教育に関する調査研究協力者会議

病弱教育の意義

- 学習の遅れの補完, 学力の補償
- 積極性・自主性・社会性の涵養
- 心理的安定への寄与
- 病気に対する自己管理能力
- 治療上の効果等

- 病気により入院治療することとなった児童生徒が教育を受けるためには、在籍していた小学校、中学校、高等学校等から、病院内にある特別支援学校（病弱）、小中学校病弱・身体虚弱特別支援学級等の「病院内にある学校」に転学することが必要となる。
- さらに病気療養を必要する子どもたちは、学校間の転出入を繰り返すこともある。
- また、退院後の病気の子どもや、心臓疾患、腎疾患、てんかん、アトピー性皮膚炎など慢性疾患等のある子どもの多くは、小中学校の通常の学級、高等学校に在籍している。

● 特別支援学校（病弱）

- 一 慢性の呼吸器疾患，腎臓疾患及び神経疾患，悪性新生物その他の疾患の
状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの
- 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

（学校教育法施行令第22条の3）

本校・分校・分教室

小学部・中学部・高等部

● 小中学校の病弱・身体虚弱特別支援学級

- 一 慢性の呼吸器疾患，その他の疾患の状態が持続的又は間欠的に
医療又は生活の管理を必要とする程度のもの
- 二 身体虚弱の状態が持続して生活の管理を必要とする程度のもの

（平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知）

小中学校の校舎内に設けられている病弱・身体虚弱特別支援学級

病院内に設けられている病弱・身体虚弱特別支援学級

●小中学校、高等学校の通級による指導（病弱・身体虚弱）

病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、
一部特別な指導を必要とする程度のもの
(平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知)

通常の学級に在籍

●小中学校の通常の学級、高等学校における指導

- ・病気の子供の多くは、小中学校等の通常の学級で、健康面や安全面等に留意しながら学習していることが多い。
- ・また、継続的な治療や特別な配慮・支援が必要であっても、病気の状態や学習環境の整備状況等によっては、通常の学級で留意して指導することが適当な場合もある。

教科指導等における ICT活用

－ 特別支援学校学習指導要領から －

平成29年4月公示

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

第2章 各教科

第1節 小学部

第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする。

指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たっては、児童の障害の状態や特性等を十分考慮するとともに、特に次の事項に配慮するものとする。

- 1 視覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校
- 2 聴覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校
- 3 肢体不自由者である児童に対する教育を行う特別支援学校
- 4 病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

第2章 各教科 第1節 第1款

- (3) 体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、
児童の病気の状態や 学習環境に応じて、
間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れるなど、
指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できる
ようにすること。

知らない場所へ行くことに強い不安を感じる児童生徒が社会見学をする場合には、例えば、仮想的な世界を、あたかも現実世界のように体感できるVR (Virtual Reality) の技術を使った機器を活用して見学先を事前に仮想体験するなどして、不安を軽減してから見学することで、積極的に参加できるようにすることも大切である。

しかし、病気の状態等によっては、どのように指導方法を工夫しても直接的な体験ができない場合があるので、その際は、例えば、火気を使用する実験ではWebサイトでの実験の様子を見て間接体験をする、又はタブレット端末で実験シミュレーションアプリを操作することにより疑似体験をする、社会科で地域調査をする際にテレビ会議システム等を活用して地域の人から話を聞くなどの間接的な体験をする、体育科では体感型アプリ等を利用してスポーツの疑似体験を行うなど、指導方法を工夫して、学習効果を高めるようにすることが大切である。

VR (Virtual Reality) の技術を使った機器の活用 : VRゴーグル

(埼玉県立けやき特別支援学校の実践)

見学や実験・観察など直接体験できない場合、360度カメラで撮影した映像を教室や病室で、VRゴーグルを用いて視聴する。



病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

第2章 各教科 第1節 第1款

(4) 児童の身体活動の制限や認知の特性、学習環境等に応じて、教材教具や入力支援機器、補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

病気のため教室に登校できない場合には、病室内で指導する教師と教室で指導する教師とが連携を取りながら、テレビ会議システムにより病室内でも授業を受けることができるようにするなどして、学習できる機会を確保するために情報機器を活用することも大切である。

その際、タブレット端末等の情報機器を使って教室の具体物をインターネットで遠隔操作できる場面を設けるなど、療養中でも、可能な限り主体的・対話的な活動ができるよう工夫することが重要である。

教室の机の上にテレプレゼンスロボットを置き、インターネットで自宅や病室から遠隔操作

(京都市立桃陽総合支援学校の実践)



教室

遠隔授業

自宅



合理的配慮のためのICT活用

教育課程実施のための個別の指導計画の作成に際して

障害のある子供の教育支援の手引

—子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて—

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(令和3年6月)

第3編 障害の状態に応じた教育的対応

V 病弱・身体虚弱

I 病弱・身体虚弱の子供の教育的ニーズ

(2) 教育的ニーズを整理するための観点

- ③ 病弱・身体虚弱の子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容

を念頭に置くことが重要

ICT等の活用に関する記述がある

病弱・身体虚弱の子供の教育における「合理的配慮」の観点

ア 教育内容・方法 (イ) 教育方法

α 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

病気のため移動範囲や活動量が制限されている場合に、ICT等を活用し、間接的な体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供する（友達との手紙やメールの交換、Web会議システム等を活用したリアルタイムのコミュニケーション、インターネット等を活用した疑似体験等）

β 学習機会や体験の確保

入院時の教育の機会や短期間で入退院を繰り返す子供の教育の機会を確保する。その際、Web会議システムを活用した同時双方向型の授業配信の実施や体験的な活動を通して基礎的な概念の形成を図るなど、入院による日常生活や集団活動等の体験不足を補うことができるようする（VR動画等の活用、ビニール手袋を着用して物に直接触れるなど感染症対策を考慮、Web会議システム等を活用した遠隔地の友達と協働した取組等）

Ⅰ C T 活用のための
基礎的環境整備

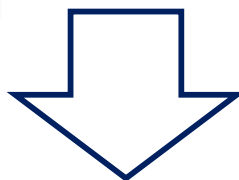
合理的配慮における
Ⅰ C T 活用

個別の指導計画に基づいたICT活用

●パソコンやタブレット端末を使うために、
どんな授業をしたらいいのかな・・・

ではなくて

Action
改善



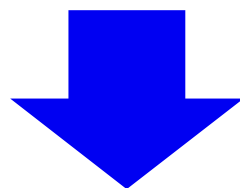
【指導目標を達成するために】

これまでの教授・学習活動をさらに促進するICT教材・教具

できなかった教授・学習活動をできるようにするICT教材・教具

病弱教育での教材教具の創意工夫

学習の空白、授業時数の制約、経験の不足や偏り、
身体活動の制限などのため、
自主性や主体性が乏しかったり、基礎的・基本的な内容が
十分に学習できていない場合が比較的多い



教材教具の工夫が極めて重要である

ICT活用の創意工夫

文部科学省令和4年度 病気療養児に関する実態調査結果から



Ⅱ 1. ①令和4年度に在籍した病気療養児数

○令和4年度中に学校に在籍した病気療養児数は、**9,165人**であり、平成30年度の前回調査時と比べ、1,171人増加していた。

・小中高等学校 6,544人（前回調査：5,000人）

・特別支援学校 2,621人（前回調査：2,994人）

○義務教育段階の方が多いが、高等学校段階でも大差なく病気療養児が在籍している。

令和4年度中に学校に在籍した病気療養児数

(人)

区分	小中高等学校				特別支援学校				合計
	小学校	中学校	高等学校	計	小学部	中学部	高等部	計	
国立	22	20	6	48	3	4	5	12	60
公立	2,232	2,348	1,140	5,720	962	730	914	2,606	8,326
私立	23	174	579	776	0	2	1	3	779
合計	2,277	2,542	1,725	6,544	965	736	920	2,621	9,165

(参考1：平成30年度前回調査の病気療養児数)

(人)

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校 (小中高等部計)	計
病気療養児数	1,681	1,627	1,692	2,994	7,994

※ 高等学校の通信制課程は調査対象に含まれていない

Ⅱ 1. ⑨同時双方向型の授業配信の実施状況・活用場面

○病気療養児に対する同時双方向型の授業配信の実施状況は、小学校において27%、中学校において17%、高等学校において26%であった。平成30年度の前回調査より、いずれも実施率が大幅に上昇した。

(全学校種合計：1.9%→24%)

○同時双方向型の授業配信を活用した場面については、全体で「教科・科目を限定して実施した」(67%)、「特別活動で実施した」(52%)が多かった。

同時双方向型の授業配信の実施状況

n=9,165

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
実施した	618(27%)	433(17%)	447(26%)	693(26%)	2,191(24%)

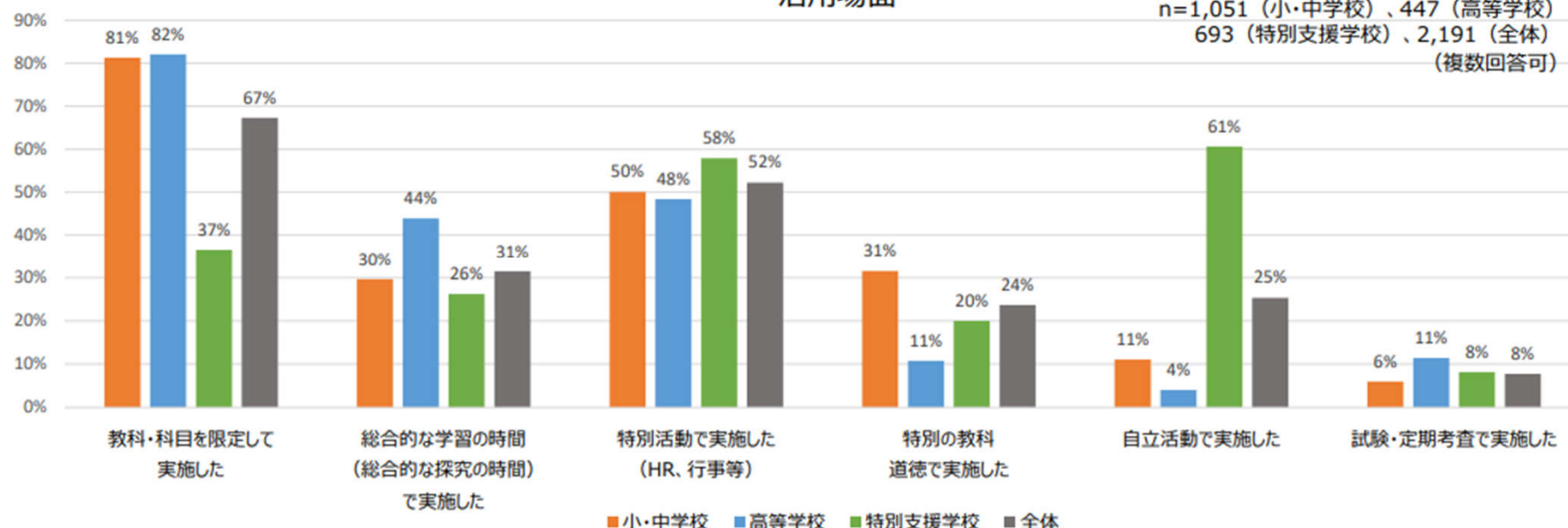
(参考) 平成30年度前回調査※

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
1.3%	0.4%	2.4%	7.9%	1.9%

※平成29年に在籍していた病気療養児に対して学習指導や学習支援、相談等の支援を行った学校における回答。複数回答可。
数値は「ICT機器を活用した遠隔での授業」の実施率。

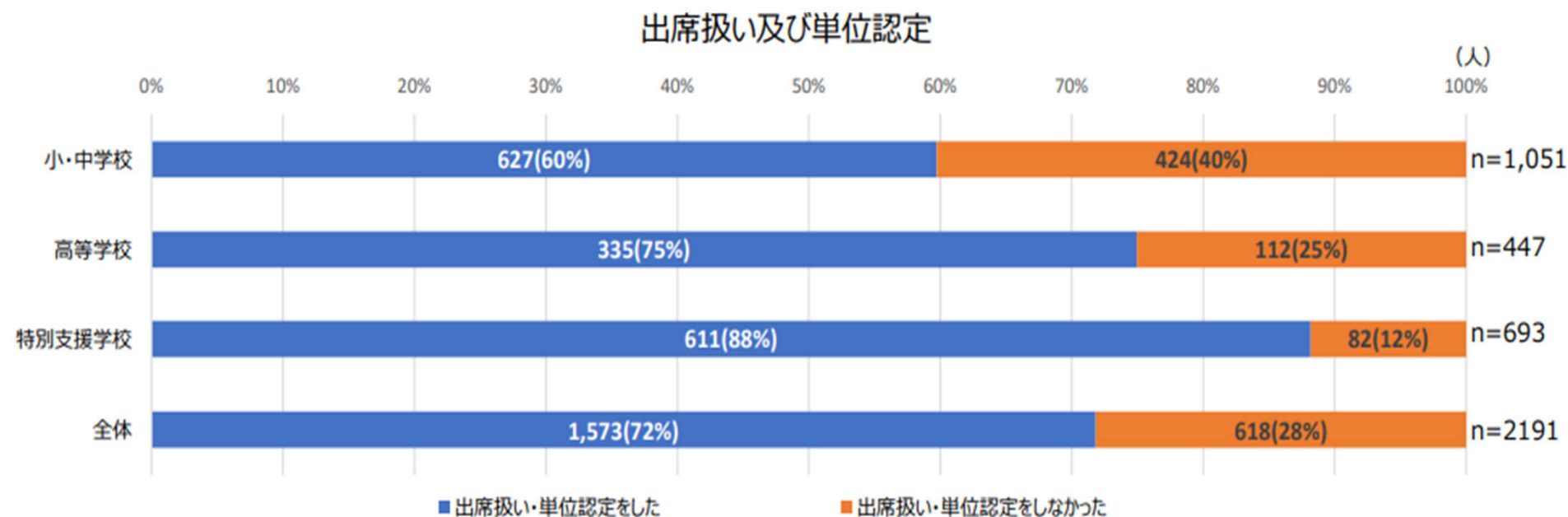
活用場面

n=1,051 (小・中学校)、447 (高等学校)
693 (特別支援学校)、2,191 (全体)
(複数回答可)



Ⅱ 1. ⑫同時双方向型の授業配信における出席扱い及び単位認定

○同時双方向型の授業配信を実施した場合、小・中学校では、60%が出席扱いとなっており、高等学校では、75%が単位認定がなされていた。



※同時双方向型の授業配信を実施した児童生徒について、出席扱い（義務教育段階）・単位認定（高等学校段階）を行ったか調査。

小学校・中学校・高等学校等での 病気療養児へのICT活用に関する 教育制度

4文科初第2565号 令和5年3月30日

小・中学校等における病気療養児に対するICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について(通知)

疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間学校を欠席すると認められる児童生徒(以下「病気療養児」という。)に対する教育については、関係者においてその充実を図るための様々な取組が行われているところです。

先般、病気療養児に対する教育の一層の充実を図るため、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校小学部・中学部(以下「小・中学校等」という。)において、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合(以下「同時双方向型授業配信」という。)の指導要録上の出欠の取扱いについて、弾力化を図ってきたところです。

一方、病気療養児については、同時双方向型授業配信のみでは、時々の病状や治療の状況により教育機会の保障として十分でない可能性があります。

そこで、この度、事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、児童生徒が視聴したい時間に受講することが可能な授業配信の方式（以下「オンデマンド型授業配信」という。）を含む、ICT 等を活用した学習活動を行った際の指導要録上の出欠の取扱い等については、下記によることとしましたので、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、ICT 等を活用した学習活動とは、ICT（コンピューターやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、FAX などを利用して提供される学習活動のことを指します。

病気療養児については、その時々の病状や治療の状況によりリアルタイムで授業を受けることが困難な場合があります、同時双方向型授業配信のみでは教育機会を十分に保障できない可能性がある。このような児童生徒に対して、「第2 指導要録上の取扱い等」及び「第3 留意事項」に記載の事項等を踏まえた上で、病院や自宅等においてICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることとする。

4文科初第2563号 令和5年3月30日

高等学校等の病気療養中等の生徒に対する
オンデマンド型の授業に 関する改正について(通知)

令和3年度より実施している高等学校段階における同時双方向型の授業に関する調査研究等において、病気療養中等の生徒については、本人の病状に加え、治療の状況によって学習時間が前後することもあり、同時双方向型の授業に出席したくてもできない場合があることが明らかになっている。

現行制度においては、病気療養中等の生徒は、施行規則第88条の3に基づき、同時双方向型の授業を受けることができるが、オンデマンド型の授業を受けることは特例校でのみ認められている状況である。

本改正は、こうした背景を踏まえ、病気療養中等の生徒について、特例校制度 に拠らずともオンデマンド型の授業を実施できるようにするものである。

【学校教育法施行規則の規定運用の留意事項】

病気療養中等の生徒に対し、メディアを利用して授業を実施する場合、
同時双方向型の授業を原則とすること。

当該生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等から、配信側の授業時間に
合わせて同時双方向型の授業を受信することが難しいと学校において判断した
場合に限り、本人及び保護者の意向を踏まえオンデマンド型の授業を行うことが
可能であること。

ま と め

- ICTを活用して、児童生徒の興味関心に合わせた教材教具や自宅や病室でも使用できる教材教具を工夫することによって、療養中でも、可能な限り児童生徒の自主的、主体的な学習を促進し、基礎的・基本的な内容を児童生徒が確実に身につけることを目指す。
- 直接体験する機会をなるべく多くすることはもちろんであるが、指導方法を工夫しても、直接的な体験ができない場合には、視聴覚教材や情報ネットワーク等のICT活用によって学習効果を高めるようにする。

- 病気療養中の子供が主体的で意欲的に活動できる環境を整備し、達成感、自己効力感をもつことができるように配慮しながら教育活動を行う。
- その際、インターネットやパソコン、タブレット端末、VRゴーグル、テレプレゼンスアバターロボット、そして、メタバースなどのICTを活用した病弱教育のより一層の充実が求められる。
- 同時双方向型授業、オンデマンド型授業の充実を図る。